審判員及び審判指導者等に関する規則

第1節 総則

[目的]

第1条 本規則は、定款第50条に基づき、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)に 登録されたサッカー競技の審判員(以下「サッカー審判員」という)及びフットサル競技の審判員(以下 「フットサル審判員」という)並びにサッカー審判員の指導者(以下「サッカー審判指導者」という)及 びフットサル審判員の指導者(以下「フットサル審判指導者」という)の資格及び地位に関する事項を定 めることを目的とする。

〔本協会の統制〕

第2条 本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技、フットサル競技及びビーチサッカー 競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

[公式試合のサッカー審判員及びフットサル審判員、サッカー審判指導者及びフットサル審判指導者]

- 第3条 本協会に登録されたサッカー審判員及びフットサル審判員(以下「審判員」という)以外の者は、 日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審 判員はこの限りではない。
- 2 本協会に登録されたサッカー審判指導者及びフットサル審判指導者(以下「審判指導者」という)以外 の者は、日本国内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。ただし、本協会が招聘し た外国人審判指導者はこの限りではない。

第2節 審判員の資格

[資格の種類]

- 第4条 審判員の資格は、次の8種類とする。
 - (1) サッカー1級審判員
 - (2) サッカー2級審判員
 - (3) サッカー3級審判員
 - (4) サッカー4級審判員
 - (5) フットサル1級審判員
 - (6) フットサル2級審判員
 - (7) フットサル3級審判員
 - (8) フットサル4級審判員

[技能の区分]

- 第5条 サッカー1級審判員は、本協会が派遣するサッカー競技の試合(以下「試合」という)の審判を行 う技能を有する者とする。
- 2 サッカー2級審判員は、地域サッカー協会が派遣する試合の審判を行う技能を有する者とする。なお、 サッカー2級審判員で特に技能を有すると本協会審判委員会が認めた者については、本協会主催等の試合 において、審判を行うことができる。
- 3 サッカー3級審判員は、都道府県サッカー協会が派遣する試合の審判を行う技能を有する者とする。なお、サッカー3級審判員で特に技能を有すると本協会審判委員会が認めた者については、本協会主催等の試合において、審判を行うことができる。
- 4 サッカー4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区/市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が派遣する試合の審判を行う技能を有する者とする。なお、サッカー4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催等の試合において、審判を行うことができる。
- 5 フットサル1級審判員は、本協会が派遣するフットサル競技の試合(以下「フットサル試合」という) の審判を行う技能を有する者とする。
- 6 フットサル2級審判員は、地域サッカー協会が派遣するフットサル試合の審判を行う技能を有する者と

する。なお、フットサル2級審判員で特に技能を有すると本協会審判委員会が認めた者について、本協会主催等の試合において、審判を行うことができる。

- 7 フットサル3級審判員は、都道府県サッカー協会が派遣するフットサル試合の審判を行う技能を有する者とする。なお、フットサル3級審判員で特に技能を有すると本協会審判委員会が認めた者について、本協会主催等の試合において、審判を行うことができる。
- 8 フットサル4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区/市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が派遣するフットサル試合の審判を行う技能を有する者とする。なお、フットサル4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催等のフットサル試合において審判を行うことができる。

[資格の認定]

- 第6条 サッカー1級審判員の資格は、サッカー2級審判員から、本協会によるサッカー1級審判員認定審査において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- 2 サッカー2級審判員の資格は、地域サッカー協会によるサッカー2級審判員認定審査において適格と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
- 3 サッカー3級審判員の資格は、都道府県サッカー協会によるサッカー3級審判員認定審査において適格 と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定する。
- 4 サッカー4級審判員の資格は、都道府県サッカー協会によるサッカー4級審判員認定審査において適格 と認められた者に対して都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所属の 審判員となる。
- 5 フットサル 1 級審判員の資格は、フットサル 2 級審判員、サッカー 1 級審判員のうちから、本協会によるフットサル 1 級審判員認定審査において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- 6 フットサル2級審判員の資格は、地域サッカー協会によるフットサル2級審判員認定審査において適格 と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
- 7 フットサル3級審判員の資格は、都道府県サッカー協会によるフットサル3級審判員認定審査において 適格と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定する。
- 8 フットサル4級審判員の資格は、都道府県サッカー協会によるフットサル4級審判員認定審査において 適格と認められた者に対して都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所 属の審判員となる。
- 9 サッカー審判員及びフットサル審判員の認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
- 10 第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定にかかわらず、本協会は、サッカー2級、サッカー3級及びサッカー4級審判員、フットサル2級、フットサル3級及びフットサル4級審判員の資格認定を行うことができる。
- 11 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判員資格を取得した者については、その技能により適切なサッカー審判員又はフットサル審判員の資格を適宜認定することができる。

[資格の有効期間]

- 第7条 認定後の有効期間は次のとおりとする。なお、年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
 - (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3月31日)までとする。
 - (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末日(3月31日)までとする。

[資格認定における除外事由]

第8条 視力、聴力等身体的理由から審判員活動に遂行に支障があると認められた者に審判員資格を認定することはできない。

第3節 審判員の登録

[新規登録]

- 第9条 新たに審判員として活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。
 - (1) 所属することを希望する都道府県サッカー協会が第6条第4項及び第8項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (2) 外国で審判資格を取得した者は、所属することを希望する都道府県サッカー協会に申請し、第6条に基いて実施する認定審査会を受講する。

- (3) 認定審査で適格と認められた審判員は、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
- 2 本協会は、1項で登録された審判員に対して審判証を発行する。

[昇級]

- 第10条 昇級を希望する審判員は、以下の手続きを経て登録される。
 - (1) サッカー1級審判員に昇級を希望する場合、本協会が第6条第1項に基づき実施する認定審査を受講し、フットサル1級審判員に昇級を希望する場合は、本協会が第6条第5項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (2) サッカー2級審判員に昇級を希望する場合、活動を希望する地域サッカー協会が第6条第2項に基づき実施する認定審査を受講し、フットサル2級審判員に昇級を希望する場合、活動を希望する地域サッカー協会が第6条第6項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (3) サッカー3級審判員に昇級を希望する場合、活動を希望する都道府県サッカー協会が第6条第3項に基づき実施する認定審査を受講し、フットサル3級審判員に昇級する場合、活動を希望する都道府県サッカー協会が第6条第7項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (4) 前各号に基づき適格と認められた審判員は、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
- 2. 本協会は、前項に基づき登録された審判員に対して審判証を発行する。

〔更新〕

- 第11条 審判員の資格の更新は、以下のとおりとする。
 - (1)登録審判員が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に本協会が定める資格更新の講習会を受講し、適格認められる。
 - (2) 前号に定める資格更新の講習会で適格と認められた審判員は、本協会、地域サッカー協会及び所属 する都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。翌年度分の当該登録が当該期限までに納付さ れない場合、資格は更新されず、失効する。
 - (3) 本協会は、前号の要件を満たす審判員に対して審判証を発行する。

[登録料]

- 第12条 審判員はとして登録し又はその資格を更新する者は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都道 府県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならない。
- 2 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
- 3 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) サッカー1級審判員	20,	000円
(2) サッカー2級審判員	5,	000円
(3) サッカー3級審判員	3,	000円
(4) サッカー4級審判員	2,	500円
(5) サッカー3級審判員(18歳未満)	1,	000円
(6) サッカー4級審判員(18歳未満)		500円
(7)フットサル1級審判員	12,	000円
(8) フットサル2級審判員	5,	000円
(9) フットサル3級審判員	3,	000円
(10) フットサル4級審判員	2,	500円
(11) フットサル3級審判員(18歳未満)	1,	000円
(12) フットサル4級審判員(18歳未満)		500円

4 資格を更新する審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日(3月31日現在)の年齢とする。

[届出]

第13条 審判員は、届出済の審判員情報に変更が生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しな ければならない。

〔所属の変更〕

- 第13条の2 審判員は、主たる審判活動の場を変更する場合、以下の手続きを行わなければならない。
 - (1) 現在所属している都道府県サッカー協会に「所属変更」を申請し、承認を受ける。
 - (2)変更を希望する都道府県サッカー協会に「所属先変更」を申請し、承認を受ける。
 - (3) 双方の協会より承認を受けたのち、変更後の活動の場で審判活動を行うことができる。

「第二審判登録〕

- 第13条の3 第二審判登録を希望する審判員は、以下の手続きを行わなければならない。
 - (1) 所属する都道府県サッカー協会に対して、他の都道府県サッカー協会での活動のため「第二審判登録」を申請し、承認を受ける。
 - (2) 第二登録を希望する都道府県サッカー協会に対して、「第二審判登録」を申請し、承認を受ける。
 - (3) 双方の協会より承認を受けたのち、第二審判登録を希望する活動の場で審判活動を行うことができる。

[休止]

- 第13条の4 審判員は、やむを得ない理由がある場合に限り、審判活動の休止を申請することができる。なお、審判活動を休止した審判員が活動を再開する場合には、当該審判員は、所定の講習、研修会等に出席する必要がある。
- 2 休止期間は、申請日の翌年度より最大2年間とする。休止期間を過ぎた場合は、降級または失効する。

[登録抹消手続き]

第14条 審判員の登録の抹消を希望する場合、本人又は代理人は所定の方法により退会を申請し、又その他の本協会が指定する方法により申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わない。

第4節 審判員の義務

[尊守事項]

- 第15条 審判員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。
 - (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本のサッカー発展に貢献すること。
 - (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任をもって行動すること。
 - (4)人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為は行わない。
 - (5) 試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、 それを排除するように行動すること。
 - (6) 競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するように行動すること。
 - (7) 賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為は行わない、他者 に強いない、また、それを排除するように行動すること。
 - (8) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを 行わない、また、それを排除するように行動すること。
 - (9) 健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒・喫煙等を行わない、他者に強いない、また、それを排除するように行動すること。
 - (10) 不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するように行動すること。
 - (11) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会勢力および団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たないこと。
- 2 審判員は、審判活動について、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 主審は、試合を担当した後、審判報告書を所定の期日以内に、当該試合の主催者であるサッカー協会会長あてに提出する。また、必要に応じて当該試合を担当した副審、第4の審判員も報告書等を提出する。

[服装等]

第16条 審判員の服装は、シャツ、ショーツ及びソックスのいずれも黒色であることを基本とするが、シャツについては他ののものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

第5節 審判員の育成

[審判講習会]

- 第17条 本協会は、審判技術向上のため、サッカー1級審判員講習会及びフットサル1級審判員講習会を開催する。
- 2 地域サッカー協会は、審判技術向上のため、サッカー2級審判員及びフットサル2級審判員講習会を、 それぞれ開催する。
- 3 都道府県サッカー協会は、審判技術向上のため、サッカー3級審判員及びサッカー4級審判員講習会及 びフットサル3級審判員及びフットサル4級審判員講習会を、それぞれ開催する。

第6節 審判員の資格適格性の再審査及び指導

[審判員の資格適性の再審査及び指導]

- 第18条 本協会、当該する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、次の各号に該当する場合、審判員の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
 - (1) 第5条に規定する技能を有すると認められない場合
 - (2) 第15条に違反した場合
 - (3) 第44条に定める機関において懲罰が科せられた場合
 - (4) その他審判員の資格適格性に疑義が生じた場合
- 2 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、審判員の資格適格性に対する再審査 の結果、審判員へ次の指導を行うことができる。
 - (1)注意(口頭による注意)
 - (2) 厳重注意(文書による注意)
 - (3) 審判活動の制限(一定期間の審判活動・割当の停止)
 - (4) 審判員資格の停止 (一定期間の審判員資格の停止)
 - (5) 審判員資格の降級(下位の審判員資格への変更)
 - (6) 審判員資格の失効(審判員資格を失効させるが、サッカー4級審判員又はフットサル4級審判員への申請は妨げない)
 - (7) 本項第1号から第6号に代えて、又は第1号から第6号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第7節 審判指導者の資格

[資格の種類]

- 第19条 本協会が認定及び管轄する審判指導者の資格は、次の6種類とする。
 - (1) サッカー1級審判インストラクター
 - (2) サッカー2級審判インストラクター
 - (3) サッカー3級審判インストラクター
 - (4) フットサル1級審判インストラクター
 - (5) フットサル2級審判インストラクター
 - (6) フットサル3級審判インストラクター

[技能の区分]

- 第20条 サッカー1級審判インストラクターは、2級以下のサッカー審判インストラクターの指導、並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 2 サッカー2級審判インストラクターは、サッカー3級のサッカー審判インストラクターの指導、並びに サッカー2級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 3 サッカー3級審判インストラクターは、3級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める

技能を有する者とする。

- 4 フットサル1級審判インストラクターは、2級以下のフットサル審判インストラクター並びに1級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 5 フットサル2級審判インストラクターは、フットサル3級審判インストラクター並びに2級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 6 フットサル3級審判インストラクターは、3級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

「資格の認定〕

- 第21条 サッカー1級審判インストラクターの資格は、本協会による審判指導者の資格認定のための講習会 (以下、「審判指導者養成講習会)という」を修了し、本協会審判委員会において適格と認められた者に 対して本協会が認定する。
- 2 サッカー2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会が主催する審判指導者養成講習会を修了し、地域サッカー協会審判委員会において適格と認められた者に対して、地域サッカー協会が認定する。
- 3 サッカー3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会が主催する審判指導者養成講習会を修了し、適格と認められた者に対して、都道府県サッカー協会が認定する。
- 4 フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定 審査に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- 5 フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定審査に参加して、適格と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
- 6 フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定審査に参加して、適格と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定し、 資格を認定された都道府県サッカー協会所属の審判インストラクターとなる。
- 7 サッカー審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準(サッカー審判インストラクターにおいては審判指導者養成講習会の修了要件及びサッカー審判インストラクターの適格要件を指し、フットサル審判インストラクターにおいては認定審査基準を指す)は、本協会審判委員会が定める。
- 8 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級のサッカー審判インストラクターに関して第1項のサッカー1級審判インストラクターに係る取り扱いを準用し、また2級、3級のフットサル審判インストラクターに関して第4項のフットサル1級審判インストラクターに係る取扱いを準用することによりその資格認定を行うことができる。
- 9 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な級のサッカー審判インストラクター又はフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

[講習会の実施]

第22条 審判指導者養成講習会及び審判指導者の資格認定後の講習会(以下、「リフレッシュ講習会」という。)に関する事項は、本協会審判委員会において別に定める。

[資格の有効期間]

- 第23条 資格認定後の審判指導者の資格の有効期間は次のとおりとする。なお、年度とは4月1日から翌年 3月31日までの期間をいう。
 - (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3月31日)までとする。
 - (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末日(3月31日)までとする。

「資格認定における除外事由〕

第24条 視力、聴力等の身体的理由から審判指導者活動の遂行に支障があると認められた者に審判指導者資格を認定することはできない。

第8節 審判指導者の登録

[新規登録]

- 第25条 新たに審判指導者として活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。
 - (1) サッカー審判インストラクターの場合、所属することを希望する都道府県サッカー協会が第20条第3項に基づいて実施する審判指導者養成講習会を受講し、フットサル審判インストラクターの場合、所属することを希望する都道府県サッカー協会が第20条第6項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (2) 前号に基づき適格と認められた審判指導者は、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
- 2 本協会は、前項に基づき登録された審判指導者に対して審判証を発行する。

[昇級]

- 第26条 審判指導者として昇級を希望する場合、以下の手続きを経て登録される。
 - (1) サッカー1級審判インストラクターに昇級を希望する場合、本協会が第20条第1項に基づき実施する審判指導者養成講習会を受講し、フットサル1級審判インストラクターに昇級を希望する場合、本協会が第20条第4項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (2) サッカー2級審判インストラクターに昇級を希望する場合、活動を希望する地域サッカー協会が第20条第2項に基づき実施する審判指導者養成講習会を受講し、フットサル2級審判インストラクターに昇級を希望する場合、活動を希望する地域サッカー協会が第20条第5項に基づき実施する認定審査を受講する。
 - (3) 前号に基づき適格と認められた審判指導者は、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
- 2 本協会は、前項に基づき登録された審判指導者に対して審判証を発行する。

[更新]

- 第27条 審判指導者の資格更新は、以下のとおりとする。
 - (1)登録審判指導者が翌年度に資格の更新を希望する場合、資格の有効期間が満了するまでに本協会、 地域サッカー協会、所属する都道府県サッカー協会が定める翌年度分の登録料を納付する。翌年度分 の当該登録料が当該期限までに納付されない場合、資格は更新されず、失効する。
 - (2) 前項に加え、審判指導者は第37条第2項に規定する2年毎のリフレッシュポイント獲得期間の2年目の有効期間満了までに必要ポイント数を獲得できない場合、資格は更新されず、失効する。
 - (3) 本協会は、資格更新を認められた審判指導者に対して審判証を発行する。

〔復活〕

- 第28条 前条のいずれかに該当し資格が失効した場合、以下の各号に定める要件を満たすとき、失効年度の 4月1日に遡って登録が更新されたものとみなし、資格を復活することができる。
 - (1) 前条第1号の場合、第23条第2項の登録有効期間満了日から第38条第2項各号に定めるリフレッシュポイント獲得期間の最終日までに、未納分の登録料(未納期間が複数年に亘る場合は当該年度数分)及び本協会が別途定める手数料を一括で納付すること。ただし、第23条第2項の登録有効期間満了日から6ヶ月以内に未納分の登録料を納付する場合、当該手数料は免除される。
 - (2) 前条第2号の場合、第38条第2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間の最終日から6ヶ月以内に不足のリフレッシュポイントを獲得すること。なお、この場合、次期のリフレッシュポイント獲得期間内に獲得しなければならない必要ポイント数に10ポイントを加算したポイント数とする。本号において獲得した上記不足分のリフレッシュポイント数は、当該必要ポイント数に充当されないものとする。

[再認定]

- 第29条 やむを得ない場合により第27条第2号に該当し、審判指導者の資格が失効した場合において、本協会は、次の条件を全て満たす際には審判指導者の資格の再認定を行う。この場合において、再認定された審判指導者の登録の有効期間は、本協会が再認定してから当該年度末日(3月31日)までとする。
 - (1) 第38条第2項のリフレッシュポイント獲得期間内に必要ポイント数を獲得できていなかった理由 が病気や怪我、介護、出産によるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該 理由を証明する書類を提示する。

- (2) 再認定を申請した日が2年単位のリフレッシュポイント獲得期間の最終日から2年以内である。
- (3) 本協会がその者に資格を再認定することが特に必要と認められる。
- (4) 登録料及び本協会が別途定める手数料を支払い、指定の講習を受講する。
- 2 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、資格の再認定を認めない。
 - (1) 本人の意思に基づいて第32条に定める登録抹消手続きをされた場合
 - (2) 第42条第2項第6号により、資格失効となった場合
 - (3)過去に資格の再認定を行なったことがある場合
- 3 本条第1項各号の条件を満たさない場合、又は本条第2項各号に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、資格の再認定を認める場合がある。

「登録料〕

- 第30条 審判指導者として登録し又はその更新を希望する者は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都 道府県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならない。
- 2 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
- 3 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) サッカー1級審判インストラクター	10,	000円
(2) サッカー2級審判インストラクター	4,	000円
(3) サッカー3級審判インストラクター	2,	000円
(4) フットサル1級審判インストラクター	10,	000円
(5) フットサル2級審判インストラクター	4,	000円
(6) フットサル3級審判インストラクター	2,	000円

[届出]

第31条 審判指導者は、届出済の審判指導者情報に変更が生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより 変更しなければならない。

〔所属の変更〕

- 第31条の2 審判指導者は、主たる審判活動の場を変更する場合、以下の手続きを行わなければならない。
 - (1) 現在所属している都道府県サッカー協会に「所属変更」を申請し、承認を受ける。
 - (2)変更を希望する都道府県サッカー協会に「所属先変更」申請し、承認を受ける。
 - (3) 双方の協会より承認を受けたのち、審判活動を行うことができる。

〔休止〕

- 第31条の3 審判指導者は、やむを得ない理由により一時的に審判活動ができない場合、当該資格を認定した協会に休止を申請することができる。なお、休止後に審判指導者の活動を再開する場合、休止を申請した協会が定める所定の講習、研修会等に出席する必要がある。
- 2 休止期間は、申請日の翌年度より最大2年間とする。休止期間を過ぎた場合は、降級または失効する。

〔登録抹消手続き〕

第32条 審判指導者の登録の抹消を希望する場合、本人又は代理人は、所定の方法により退会を申請し又は その他の本協会が指定する方法により申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わない。

第9節 審判指導者エデュケーターの資格

[審判指導者エデュケーターの種類]

- 第33条 本協会が認定及び管轄する審判指導者エデュケーターの資格は、次の3種類とする。
 - (1) JFA審判エデュケーター
 - (2) 9 F A 審判エデュケーター
 - (3) 47FA審判エデュケーター

[技能の区分]

- 第34条 JFA審判エデュケーターは、サッカー1級審判インストラクター以下の審判指導者養成講習会及 びリフレッシュ講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 2 9 F A審判エデュケーターは、サッカー2級審判インストラクター以下の審判指導者養成講習会及びリフレッシュ講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
- 3 47FA審判エデュケーターは、サッカー3級審判インストラクター以下の審判指導者養成講習会及び リフレッシュ講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

[資格の認定]

第35条 審判指導者エデュケーターの資格は、本協会主催の審判指導者エデュケーター研修会に参加し、適格と認められた者に対して本協会が認定する。

[資格の有効期間]

- 第36条 前条に基づく資格認定後の審判指導者エデュケーターの資格の有効期間は、次のとおりとする。なお、年度とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
 - (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3月31日)までとする。
 - (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末日(3月31日)までとする。

[資格の更新]

第37条 審判指導者エデュケーターの資格の更新は、本協会が指定する研修会を修了し、適格と認められた 場合に更新が認められる。

第10節 リフレッシュポイント

[リフレッシュポイント]

- 第38条 審判指導者は、リフレッシュ講習会の受講等を通じ、審判指導者としてのレベルアップに努めなければならない。
- 2 審判指導者は2年単位のリフレッシュポイント獲得期間内に以下の各号に規定する必要ポイントを獲得しなければならない。なお、ポイント適用開始は認定翌年度の4月1日からとする。
 - (1) サッカー1級審判インストラクター:30ポイント/2年間
 - (2) サッカー2級審判インストラクター:20ポイント/2年間
 - (3) サッカー3級審判インストラクター:10ポイント/2年間
- 3 昇級した場合、獲得済リフレッシュポイントを持ち越しすることはできない。
- 4 休止前に獲得したリフレッシュポイントは、復帰後は無効となる。

[リフレッシュポイントの獲得方法]

- 第39条 リフレッシュポイントはリフレッシュ講習会ポイントと指導ポイントから構成される。
 - 1. リフレッシュ講習会ポイント
 - (1) リフレッシュ講習会の構成等は下記のとおりとする。
 - ① リフレッシュ講習会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで構成される。
 - ② 講義とは、審判指導者エデュケーター又は審判指導者エデュケーターが指名した者が審判指導者エデュケーター立ち会いのもとで行う座学形式の講習会方法をいう。
 - ③ 実技とは、審判指導者エデュケーターが指導を行い、受講者が審判指導者又は審判員として実技を行う講習会方法をいう。
 - ④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。
 - ⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマ90分程度とする。
 - ⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。
 - (2) リフレッシュ講習会受講ポイント
 - ① 講義1回につき、5ポイントとする。
 - ② 実技1回につき、5ポイントとする。
 - ③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。
 - ④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大10ポイントとする。
 - ⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。
 - ⑥ e ラーニング 1 講座につき、5 ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内に e ラーニングで獲得できるポイント数は5 ポイントとする。
 - 2. 指導ポイント

- (1) 指導ポイントの付与は、下記のとおりとする。
 - ① 付与対象の審判指導者
 - イ JFA審判エデュケーター
 - ロ 9 F A 審判エデュケーター
 - ハ 47FA審判エデュケーター
 - ② 指導ポイント付与の条件
 - イ 指導ポイントは10ポイントとする。
 - ロ 第37条第2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回限りポイント付与することができる。なお、当該ポイントを第32条第2項に定める資格復活時に不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
 - ハ 本協会は、前号①の対象者に対して定めるリフレッシュポイントの付与を行う。

第11節 審判指導者の義務

[遵守事項]

- 第40条 審判指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。
 - (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行うよう審判員を指導し、日本のサッカー発展に貢献すること。
 - (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判指導技能の向上に努めるとともに、審判指導者としての自覚と責任をもって行動すること。
 - (4)人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を 排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わないこと。
 - (5) 試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (6) 競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (7) 賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為は行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (8) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを 行わない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (9) 健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転及び未成年者の飲酒、喫煙等を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (10) 不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動すること。
 - (11) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会勢力及び団体に対して、毅然とした態度を堅持すると ともに一切の関係を持たないこと。
- 2 審判指導者は、審判活動について、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 実施した講習会、研修会にかかる報告書を、所定の期日以内に派遣協会審判委員会に提出すること。
 - (2) 評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、所定の期日以内に派遣協会審判委員会に提出すること。

第12節 フットサル審判インストラクターの養成

[フットサル審判インストラクター講習会]

- 第41条 本協会は、フットサル審判インストラクターの指導技術向上のため、フットサル1級審判インストラクター講習会を開催する。
- 2 地域サッカー協会は、フットサル審判インストラクターの指導技術向上のため、フットサル2級審判インストラクター講習会を開催する。
- 3 都道府県サッカー協会は、管轄するフットサル審判インストラクター指導者の指導技術向上のため、それぞれのフットサル審判インストラクター講習会を開催する。

第13節 審判指導者の資格適格性の再審査及び指導

[審判指導者の資格適格性の再審査及び指導]

- 第42条 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、次の各号に該当する場合、審判 指導者の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
 - (1) 第21条に規定する技能を有すると認められない場合
 - (2) 第40条に違反した場合
 - (3) 第44条に定める機関において懲罰が科せられた場合
 - (4) その他審判指導者の資格適格性に疑義が生じた場合
- 2 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、審判指導者の資格適格性に対する再審査の結果、審判指導者へ次の指導を行うことができる。
 - (1) 注意(口頭による注意)
 - (2) 厳重注意(文書による注意)
 - (3) 審判活動の制限 (一定期間の審判活動・割当の停止)
 - (4) 審判指導者資格の停止 (一定期間の審判指導者資格の停止)
 - (5) 審判指導者資格の降級 (下位の審判指導者資格への変更)
 - (6) 審判指導者資格の失効(審判指導者資格を失効させるが、サッカー3級審判インストラクター又はフットサル3級審判インストラクターへの申請は妨げない)
 - (7) 本項第1号から第6号に代えて、又は第1号から第6号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第14節 審判員及び審判指導者の表彰並びに懲罰

[表彰]

第43条 本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

〔懲罰〕

第44条 本協会の規律委員会又は裁定委員会若しくは司法機関組織運営規則に従い本協会の規律委員会又は 裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程 に従い、審判員又は審判指導者に対して懲罰を科す。

第15節 審判員及び審判指導者の旅費等

〔旅費〕

第45条 本協会は、審判員及び審判指導者が本協会の依頼により試合及び競技会の審判又は審判指導を行う ことを目的とした旅行したときは、本節に定めるところにより、旅費及び手当を支給する。

[旅費の費目]

第46条 旅費の費目は、交通費、宿泊費及び日当とする。

〔旅費の計算方法等〕

第47条 旅費の計算方法及び支給基準等は、別に定める。

〔日当〕

第48条 本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、別に定める。

〔手当〕

第49条 審判員及び審判指導者の手当は、別に定める。

[国内で行われる国際試合の手当]

第50条 前条にかかわらず、FIFAの規定する「国を代表するチームが参加する試合」又はFIFA若しくはAFCから派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、FIFA又はAFCの審判インストラクター若しくは審判アセッサーの手当は、FIFA又はAFCの規定による金額とする。

[大会等の規定の優先適用]

第51条 本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

[協議]

第52条 本節に定めなき事項については、理事会で定める。

第16節 附則

[改正]

第53条 本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

[施行]

第54条 本規則は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2016年 3月10日

2016年11月10日

2017年 4月13日

2023年11月 9日(2024年4月1日施行)